

消費税（インボイス制度）記帳等個別相談会

これまで消費税の免税事業者であった個人事業者の方が、インボイス発行事業者として登録を受けた場合は、**消費税の申告が必要となります！**

毎日の記帳が正しくされていないと、消費税の申告が正しくできません！

また、会計ソフト「ブルーリターンA」は、設定の変更が必要になり、入力の仕方が変わります。
遅くなるほど、記帳や入力が大変になります！
お早めに記帳等個別相談会にお越しください。



2割特例？
一般課税？
簡易課税？

インボイス発行事業者の登録申請を検討中、または、登録済みで、今後取消しを検討している場合
➡青色申告会では、11月末までの登録申請（取消し）のサポート・個別相談を致します！

詳しくは、税理士個別相談会をご利用ください。ご予約は ☎ 381-3135